平成２４年（フ）第２１３号
愛知県犬山市大字犬山字南古券16番地
債務者　丹羽　有香
1　決定年月日時　平成24年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第２８２号
愛知県一宮市馬見塚字又木54番地１　コーポラス三ツ川２－Ｂ
債務者　林本　勝芳
1　決定年月日時　平成24年９月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第３３９号
兵庫県姫路市夢前町山之内甲532番地
債務者　大江　　均
1　決定年月日時　平成24年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第３７８号
兵庫県姫路市東今宿３丁目９番16―201号東今宿中村コーポ
債務者　山田　耕司
1　決定年月日時　平成24年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第３８６号
兵庫県赤穂市細野町31番地６　山本アパート８
債務者　谷山　哲也
1　決定年月日時　平成24年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第２０３号
香川県高松市香西本町232番地１　北棟東
債務者　田添　　誠
1　決定年月日時　平成24年９月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第２１３号
香川県高松市松縄町1095番地２　メゾンコンシャンス201号室
債務者　森　　順子（旧姓山根）
1　決定年月日時　平成24年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第１９８２号
福岡県宗像市須恵１丁目７番14号
債務者　長門みどり（旧姓森重）
1　決定年月日時　平成24年８月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２２８２号
福岡県糸島市加布里1158番地３
債務者　濱地　朱美
1　決定年月日時　平成24年８月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第３０６号
福岡市東区原田１丁目19番33号
債務者　伊藤　茂樹
1　決定年月日時　平成24年８月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第３１５号
福岡県古賀市庄285番地１
債務者　鈴木美佳子
1　決定年月日時　平成24年８月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第４５７号
福岡県太宰府市大佐野２丁目２番22号ウイングヒルズ103号
債務者　中山　恭平
1　決定年月日時　平成24年８月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第６６５号
福岡県大野城市白木原２丁目４番１号第一伊藤ハイツ103号
債務者　中山　秋子
1　決定年月日時　平成24年８月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１１３８号
福岡県大野城市平野台１丁目23番18号
債務者　長村　淳一
1　決定年月日時　平成24年８月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１２４８号
福岡市東区奈多団地26番202号
債務者　加藤　忠志
1　決定年月日時　平成24年８月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１２７５号
福岡市博多区大博町７番９―302号
債務者　濱口　正二
1　決定年月日時　平成24年８月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１２８３号
福岡市南区横手２丁目27番10号
債務者　一ノ瀬裕子
1　決定年月日時　平成24年８月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１３０１号
福岡市西区下山門１丁目24番８―407号
債務者　永留　幸男
1　決定年月日時　平成24年８月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部